

名古屋市達第22号

住宅都市局
大曾根北・筒井
都市整備事務所

名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所処務規程（昭和56年名古屋市達第53号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第1条 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所（以下「事務所」という。）は、住宅都市局市街地整備部に属し、大曾根北土地区画整理事業、筒井土地区画整理事業、 <u>筒井地区住環境整備事業及び葵土地区画整理事業</u> （以下「事業」と総称する。）の施行等に関する事務をつかさどる。	第1条 名古屋市大曾根北・筒井都市整備事務所（以下「事務所」という。）は、住宅都市局市街地整備部に属し、大曾根北土地区画整理事業、筒井土地区画整理事業及び葵土地区画整理事業（以下「事業」と総称する。）の施行等に関する事務をつかさどる。
2 （略）	2 （略）
第2条 （略）	第2条 （略）
2 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) （略） (8) <u>事業施行地区内の住環境整備事業の施行に関すること。</u> (9)・(10) （略） 担当課長（筒井・葵地区整備） (1) <u>筒井土地区画整理事業及び筒井地区住環境整備事業</u> の施行等に関すること。 (2) （略）	2 事務所の分掌事務及び担当課長の分担事項は、次のとおりとする。 (1)～(7) （略） (8)・(9) （略） 担当課長（筒井・葵地区整備） (1) 筒井土地区画整理事業の施行等に関すること。 (2) （略）

附 則

この達は、令和8年4月1日から施行する。